所定給付日数(雇用保険の基本手当を受給できる日数)

雇用保険の「基本手当」(いわゆる失業保険)の支給を受けることができる最大限の日数(所定給付日数といいます)というのは、離職日における「被保険者であった期間」に応じて決められています。

雇用保険のある事業所を退職し、雇用保険の失業等給付の基本手当を受給する 資格がある時、勤務した期間と退職時の年齢によって、雇用保険の基本手当を受 給できる日数が違ってくるのです。

また、離職の理由によっても異なります。

倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的な余裕がなく離職を余儀なくされた方(特定受給資格者)については、表2により、離職の日における「年齢」及び「被保険者であった期間」により「所定給付日数」が決定されます。

- ◆表 1. 自己都合・定年・契約期間の満了などによる離職者及び障害を持っておられる方等の就職困難者(離職理由問わず)
- ◆表 2. 倒産・解雇(懲戒解雇を除く)・雇止めなどによる離職者(特定受給資格者・ 特定理由離職者)

※(特定理由離職者のうち、正当な理由のある自己都合退職者であり、 被保険者期間が 12 ヶ月以上ある者を除く)

表 1 一般的な所定給付日数(特定受給資格者以外)

離職日における年齢		算定基礎期間(離職日まで雇用保険の被保険者						
		として同一の事業主に雇用された期間)						
		1年未満	1年以上5年 未満	5 年以上 20 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上		
	全 年 齢	90 日			120 日	150 日		
就職	45 歳未満			300 日				
困難者	45 歳以上 65 歳未満	150 日	360 日					

表2 特定受給資格者についての所定給付日数

±#=#	算定基礎期間(離職日まで雇用保険の被保険者として								
離職日におけ る年齢	同一の事業主に雇用された期間)								
	1年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 20 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上				
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日					
30 歳以上 35 歳 未満		120 日	180 日	210 日	240 日				
35 歳以上 45 歳 未満		150 日		240 日	270 日				
45 歳以上 60 歳 未満		180 日	240 日	270 日	330 日				
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日				

以上



無断転載をお断りします。